



東京都公文書館蔵

三多摩移管賛成の文書

の請願書は賛成・反対両派の論争点であった三郡移管が神奈川県の経済にとってどう
いう意味をもつかに對し注目すべき見解を述べている。

殊ニ多摩川治水費ハ県下三大川中其支出額第一ヲ占ムルモノナレハ、他ノ各郡ハ三郡ノ為メ
ニ却テ負担ヲ重クスルノ事實ナレハ三郡ヲ東京府ニ編入スルトキハ却テ一県ノ經濟上負担ヲ
輕クスルノ結果ニ至ルベキナリ(資料編11近代・現代(1)一五六)

三多摩郡を東京府に移せば負担が軽くなるというこの露骨な地域エゴの主張の背後に
は三多摩自由党に対する強烈な反感があった。こうした地域エゴと反自由党を結びつ
けるやり方は高座郡のやり直し県會議員選挙でも一貫していたことはすでに第四節で
みたとおりである。

高座郡の改進黨が請願書を出した二十三日、これまで独自の移管運動を推進してき
た北多摩郡の吉野泰三ら二十一名は、三摩郡有志百名総代として東京府庁を訪ね市会
議員と運動方法を協議し、その足で貴・衆両院へ請願書を提出した。政府及び東京府の移管理由がもつばら「帝都」の水道
問題に力点を置いていたが、この請願書では、甲武鉄道の開通による多摩地域と東京府との経済の一体化に力点を置いてい
た。

反対派の運動

三郡移管反対運動の中心は言うまでもなく三多摩郡の自由党であった。彼等にしてみれば知事罷免運動に奔
走している最中に返り討ちにあったようなものであった。彼等県内の反対派は芝公園の神奈川中央通信所
を本部とした。二月二十一日津久井郡の県會議員岡部芳太郎、横浜の県會議員鈴木稻之輔ら神奈川県の自由党の有志は東京府

庁を訪ね、府会議長と面談した。また、翌二十二日は政府及び府知事に陳情した。こうした行動を皮切りに、請願書の議会や政府への提出、議員や政府関係者への陳情、趣意書の配布等様々な活動を展開した。

大森県治局長が、衆議院特別委員会で、内海忠勝県知事が三多摩郡の東京府への移管は差し支えなしと上申した旨を明言し、これが三多摩郡に伝わるや、郡民の怒りは頂点に達した。二十四日南多摩郡八王子町等二十か町村、北多摩郡三ツ木村等五か村、西多摩郡青梅町等二十三か町村の町村長は抗議の請願書を衆議院に呈出した。請願書は、水道問題は東京市全体の飲料に係わることであり、且つ東京は「帝国」の首府、宮城のある所であり、この問題を他府県と同様に扱うことはできない。また、我々は自己の利益に拘泥してゐる訳ではないと前置きしながら次のように論じた。

囂々泣討スル郡民ノ困難ヲ顧ミズシテ一刀両断ノ処置ニ出ルコト或ハ止ムヲ得ザルモノアラン、三郡ノ人民ト雖モ涙ヲ吞ンデ之レヲ忍バザル可カラザル事アラン、雖然如斯ハ周密ノ調査ヲ尽スモ他ニ適當ノ途ナキ時ニシテ始メテ然ルモノナラザルベカラズ、然ルニ今ヤ杜撰粗漏ノ方法ヲ専決シ深ク三郡人民ノ利害ヲ考査セズ隱密ノ間ニ計畫シ議院ノ閉期切迫シテ議事繁劇ナルヲ窺ヒ突然提出スル如キニ至リテハ陰險ニ非ラズンバ輕躁ノ極ト云ハザル可ラズ（泣血百拝貴衆両院議長ニ哀告ス）資料編11近代・現代(1)一六一

「帝都」の水道問題をふりかざし、充分な郡民の利害の調査もせず、郡民の意志を一切問うことなく、東京府の意向と神奈川県知事の一週の上申書で三郡移管を決定した政府への精一杯の抗議であった。彼等三郡の町村長を始め助役、町村会議員等は二十五日一斉に辞職し、役場を閉じて最大限の抗議行動に出た。こうした三多摩郡の反対派に押し上げられるようにして、翌二十六日神奈川県議員五十名は連署して移管反対の請願書（東京府及神奈川県境域変更ニ関スル法律案ニ反対ル理由）資料編11近代・現代(1)一六〇）を提出した。この請願書は三郡町村長のそれとその論点を異にしていた。同書が注目したのは「我県唯一ノ物産タル蕎生糸」の中心市場、「神奈川県財源ノ府」としての三多摩郡であり、力点は県財政上の問題であった。三郡町

東京府及神奈川縣境域變更ニ關スル法律案ニ對シテ反對スル理由書

小島幸康氏藏

東京府	東京府	神奈川縣	神奈川縣	差	額
一、二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
二、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇
三、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
四、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
五、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
六、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
七、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
八、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
九、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇
一〇、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇
一一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
一二、〇〇〇、〇〇〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、〇〇〇、〇〇〇
一三、〇〇〇、〇〇〇	一二、〇〇〇、〇〇〇	一二、〇〇〇、〇〇〇	一二、〇〇〇、〇〇〇	一二、〇〇〇、〇〇〇	一二、〇〇〇、〇〇〇
一四、〇〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇
一五、〇〇〇、〇〇〇	一四、〇〇〇、〇〇〇	一四、〇〇〇、〇〇〇	一四、〇〇〇、〇〇〇	一四、〇〇〇、〇〇〇	一四、〇〇〇、〇〇〇
一六、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇
一七、〇〇〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇
一八、〇〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇
一九、〇〇〇、〇〇〇	一八、〇〇〇、〇〇〇	一八、〇〇〇、〇〇〇	一八、〇〇〇、〇〇〇	一八、〇〇〇、〇〇〇	一八、〇〇〇、〇〇〇
二〇、〇〇〇、〇〇〇	一九、〇〇〇、〇〇〇	一九、〇〇〇、〇〇〇	一九、〇〇〇、〇〇〇	一九、〇〇〇、〇〇〇	一九、〇〇〇、〇〇〇
二一、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇
二二、〇〇〇、〇〇〇	二一、〇〇〇、〇〇〇	二一、〇〇〇、〇〇〇	二一、〇〇〇、〇〇〇	二一、〇〇〇、〇〇〇	二一、〇〇〇、〇〇〇
二三、〇〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇、〇〇〇
二四、〇〇〇、〇〇〇	二三、〇〇〇、〇〇〇	二三、〇〇〇、〇〇〇	二三、〇〇〇、〇〇〇	二三、〇〇〇、〇〇〇	二三、〇〇〇、〇〇〇
二五、〇〇〇、〇〇〇	二四、〇〇〇、〇〇〇	二四、〇〇〇、〇〇〇	二四、〇〇〇、〇〇〇	二四、〇〇〇、〇〇〇	二四、〇〇〇、〇〇〇
二六、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇
二七、〇〇〇、〇〇〇	二六、〇〇〇、〇〇〇	二六、〇〇〇、〇〇〇	二六、〇〇〇、〇〇〇	二六、〇〇〇、〇〇〇	二六、〇〇〇、〇〇〇
二八、〇〇〇、〇〇〇	二七、〇〇〇、〇〇〇	二七、〇〇〇、〇〇〇	二七、〇〇〇、〇〇〇	二七、〇〇〇、〇〇〇	二七、〇〇〇、〇〇〇
二九、〇〇〇、〇〇〇	二八、〇〇〇、〇〇〇	二八、〇〇〇、〇〇〇	二八、〇〇〇、〇〇〇	二八、〇〇〇、〇〇〇	二八、〇〇〇、〇〇〇
三〇、〇〇〇、〇〇〇	二九、〇〇〇、〇〇〇	二九、〇〇〇、〇〇〇	二九、〇〇〇、〇〇〇	二九、〇〇〇、〇〇〇	二九、〇〇〇、〇〇〇
三一、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇
三二、〇〇〇、〇〇〇	三一、〇〇〇、〇〇〇	三一、〇〇〇、〇〇〇	三一、〇〇〇、〇〇〇	三二、〇〇〇、〇〇〇	三二、〇〇〇、〇〇〇
三三、〇〇〇、〇〇〇	三二、〇〇〇、〇〇〇	三二、〇〇〇、〇〇〇	三二、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇
三四、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	三四、〇〇〇、〇〇〇	三四、〇〇〇、〇〇〇
三五、〇〇〇、〇〇〇	三四、〇〇〇、〇〇〇	三四、〇〇〇、〇〇〇	三四、〇〇〇、〇〇〇	三五、〇〇〇、〇〇〇	三五、〇〇〇、〇〇〇
三六、〇〇〇、〇〇〇	三五、〇〇〇、〇〇〇	三五、〇〇〇、〇〇〇	三五、〇〇〇、〇〇〇	三六、〇〇〇、〇〇〇	三六、〇〇〇、〇〇〇
三七、〇〇〇、〇〇〇	三六、〇〇〇、〇〇〇	三六、〇〇〇、〇〇〇	三六、〇〇〇、〇〇〇	三七、〇〇〇、〇〇〇	三七、〇〇〇、〇〇〇
三八、〇〇〇、〇〇〇	三七、〇〇〇、〇〇〇	三七、〇〇〇、〇〇〇	三七、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇、〇〇〇
三九、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇、〇〇〇	三九、〇〇〇、〇〇〇	三九、〇〇〇、〇〇〇
四〇、〇〇〇、〇〇〇	三九、〇〇〇、〇〇〇	三九、〇〇〇、〇〇〇	三九、〇〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇
四一、〇〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇	四一、〇〇〇、〇〇〇	四一、〇〇〇、〇〇〇
四二、〇〇〇、〇〇〇	四一、〇〇〇、〇〇〇	四一、〇〇〇、〇〇〇	四一、〇〇〇、〇〇〇	四二、〇〇〇、〇〇〇	四二、〇〇〇、〇〇〇
四三、〇〇〇、〇〇〇	四二、〇〇〇、〇〇〇	四二、〇〇〇、〇〇〇	四二、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇
四四、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇	四四、〇〇〇、〇〇〇	四四、〇〇〇、〇〇〇
四五、〇〇〇、〇〇〇	四四、〇〇〇、〇〇〇	四四、〇〇〇、〇〇〇	四四、〇〇〇、〇〇〇	四五、〇〇〇、〇〇〇	四五、〇〇〇、〇〇〇
四六、〇〇〇、〇〇〇	四五、〇〇〇、〇〇〇	四五、〇〇〇、〇〇〇	四五、〇〇〇、〇〇〇	四六、〇〇〇、〇〇〇	四六、〇〇〇、〇〇〇
四七、〇〇〇、〇〇〇	四六、〇〇〇、〇〇〇	四六、〇〇〇、〇〇〇	四六、〇〇〇、〇〇〇	四七、〇〇〇、〇〇〇	四七、〇〇〇、〇〇〇
四八、〇〇〇、〇〇〇	四七、〇〇〇、〇〇〇	四七、〇〇〇、〇〇〇	四七、〇〇〇、〇〇〇	四八、〇〇〇、〇〇〇	四八、〇〇〇、〇〇〇
四九、〇〇〇、〇〇〇	四八、〇〇〇、〇〇〇	四八、〇〇〇、〇〇〇	四八、〇〇〇、〇〇〇	四九、〇〇〇、〇〇〇	四九、〇〇〇、〇〇〇
五〇、〇〇〇、〇〇〇	四九、〇〇〇、〇〇〇	四九、〇〇〇、〇〇〇	四九、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇

「東京府及神奈川縣境域變更ニ關スル法律案ニ對シテ反對スル理由書」は印刷され配布された。

二回の衆議院議員選挙のときは、添田、飯田（快）、原と一致して自由・改進黨連合に反対する改進黨の大塚成吉を押し、自由党の山田泰造及び山田を支援する島田三郎らと対立した。しかしこの三多摩郡移管に關しては飯田彰重のみが賛成派として、高座郡の高橋伊三郎らと行動をとるに、添田や飯田（快）は彰重と分離し反対派にまわった。彰重は三多摩郡移管後改

第55表 三多摩分離に対する賛成反対別署名者数

	賛成署名者	反対署名者	無署名者
市		15	
濱		2	
久		3	
橘	1	2	
都		3	
西		3	
南		4	
北	4	3	1
三		2	
鎌	1	3	
高		3	
大		2	
淘		1	1
足		3	
柄		3	
下		2	
甲		2	
津		2	
久			
井			
郡			
合	6	50	2

村長の請願書の鋭く指摘する地方自治を無視した法律案の作成過程やその議会への提出に

県會議員の動靜

とこで第五十五表は賛成・反対兩派の請願書署名者中県會議員の郡市別構成を示したものである。

まず目につくのは橘樹郡選出議員の動向である。同郡唯一の賛成派飯田彰重

は第一回衆議院議員選挙のときは、当初大同派吉田正春の選挙参謀として行動し、終盤で添田知義を擁立し、飯田快三、原文次郎と歩調を合わせていた。第

進党に身をよせていった。

次に注目したいのは衆議院議員島田三郎の選挙地盤である横浜市選出議員がすべてこの三郡移管反対派として行動したことである。彼等が反対派として動いたのは、三郡の移管による県財政基盤の縮小が、市部の負担増としてはねかえてくることを予測したからであった。反星亨にもえる島田三郎主筆の『毎日新聞』の三郡移管賛成論と島田の選挙地盤の反対運動とは中央政界の指導者と地域利害をめぐって動く選挙民とのギャップがあざやかに示していた。

四 法案審議の経過

山田泰造議員の活躍

三多摩郡移管に関する法律案の第一読会は、二月二十一日、本節冒頭で述べたように政府委員内務省 県治局長大森鍾一の趣旨説明で始まった。この趣旨説明に対し、神奈川県第二区選出、自由党の山田

泰造は次のように質問した。

「政府ハ人民ノ意志ヲモ顧ミズシテ唯政府テ便利ト云フ。此便利ト云フコトハ、果タシテ人民ガ便利デアルト云フ希望ヲ致シマシタカ」(『帝國議會衆議院議事速記録』6)。「人民の意志如何」、これこそこの三多摩郡移管の根本的問題であった。大森はこの山田の質問に答えて、三多摩郡の人民から何も申し出たことはない。政府が郡民の利害を調査し便利と認定したと述べた。ここには、まがりなりにも自由民権思想の洗礼を受けた地方自治観と、欽定憲法を担うにふさわしい内務官僚のそれとが浮き彫りにされていた。こうした政府の姿勢はこの審議で一貫していた。青森県選出の工藤行幹が、もし上水のために管轄を換えなければならぬというなら、大阪の水道も水源が京都府にある、その場合大阪に水源地を編入しますかとせまった。しか

し大森はこの法律案に関係ないことは答弁できないとつっぱねた。この質問がこの法律案の政治的性格にかかわるところした「木で鼻をくくる」ような答弁に終始した。

議事がこの法律案を附託する審査特別委員の選挙に入った。その冒頭に東京府選出太田実（国民協会）は、委員は議長指名で行い、審査期日を二日間とするという動議を出した。二日間という期限をつけたのは会期が迫っているという理由であった。この動議のうち委員の議長指名は多数で可決されたが、二日間の期限は否決された。この動議にもみられるように賛成派の強引なやり口がきわだっていた。審査特別委員の政党別構成は次のようになっていた。

自由党四名 工藤行幹（青森）、小田貫一（広島）、石坂昌孝（神奈川）、山田東次（神奈川）

同盟倶楽部三名 楠本正隆（東京）、浅尾長慶（山梨）、関戸覚蔵（茨城）

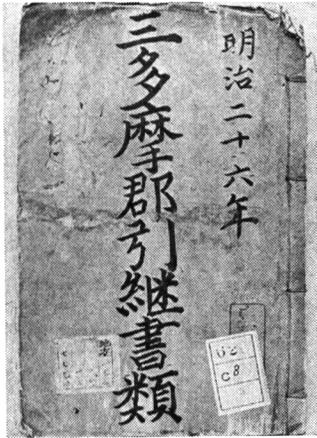
改進黨一名 犬養毅（岡山）

国民協会一名 平林久衛（東京）

以上九名のうち委員長には工藤、理事には関戸が選ばれた。党派別では反対派が不利であったが、関戸が反対派にまわって、かろうじて過半数を占めた。

投渡木取私事件

二月二十七日、午前八時三十分八王子発の電報が東京府第二課に飛び込んだ。発進人は西多摩郡西多摩村羽村東京府第二課出張所技手二木貢であった。電文は「昨夜一投渡木払ラハレタリ何者ノ仕業ナルヤ不明今水仕掛ケ中」（東京都公文書館蔵「三多摩郡引継書」、資料編11近代・現代(1)一五八）というものであった。この投渡木（水門）が取り払われたため四ツ谷大木戸の水位が一尺五寸ほどさがってしまった。この事件は後に羽村の反対派指導部の中から検査者を出すことになったが（証拠不十分で無罪）、重要なことはこれが議会審議に重大な影響を与えたことである。会期をあと二日



三多摩郡引継書類
東京都公文書館蔵

にひかえた、この日、「鉱業条例改正案」の第一読会の続が終了した直後、国民協会の牧朴真（長崎）がこの日の午後六時迄に特別審査委員会の報告を求める動議を提出した。この動議の口実がこの投渡木取払事件であった。牧は言う「是（＝投渡木）ハ水門デゴザリマスサウデ、昨夜如何ナル者ノ所業デゴザイマスカ、或ハ此組替ノコトニ賛スル人ノ手デゴザイマスカ、或ハ反対スル人ノ仕業デアリマスカ（中略）、然ル処今朝ニ至リマシテハ（中略）四ツ谷大木戸ニ於キマシテ其水量（中略）一尺五寸モ減シタト云フコトデゴザイマス、斯ノ如ク此境界変更ノコトニ就キマシテ速ニ決定スルコトガゴザイマセヌトキハ、雷ニ今日ノ如ク人心恟々トシテ居ルノミナラス、実ニ東京府民ノ不幸是ヨリ甚シイコトハナイダラウト思ヒマス」（帝國議會衆議院議事速記録）6。この投渡木取払事件が反対派の仕業という風聞は、すでに三多摩郡、なかでも西・南両郡の大多数の町村長や町役、それに町村会議までが辞職し、役場を閉じるという強硬戦術をとっていただけにきわめて当然に受けとめられた。こうして中立的な議員も賛成派にまわったのであった。議事日定変更の動議が起立多数で可決され、議事はこの牧朴真の動議の審議に入った。山田泰造（神奈川）は早口でまくしたてた。

諸君ハ——多数ノ諸君ハ賛成ノ様ニ見受ケマス、（中略）果シテ此事（＝投渡木事件）ガ事実ナリセバ、諸君ニ余程猛省ヲ請ハナケレバナリマセヌ、（中略）既ニ神奈川県ノ西多摩・南多摩——北多摩ノ幾分ト云フモノハ役場ハ閉ヂテ仕舞ツテ、皆其事（＝三郡移管撤回）ノ請願ヲシテ来ル（中略）、之ガ決セバ、直クニ此妨害ガナクナルト思ハルカ、私ハサウデナカラウト思フ、（中略）政府ノ提出セラレタル理由ハ何レニアルカ、北多摩、西多摩、北都留、此三郡ニ関係シテ居ル、北多摩、南多摩、西多摩——南多摩ハ何等ノ関係モナイ、却ツテ関係ノアル北都留郡ヲ省イテ斯ノ如キコトヲ為スト云フノハ果シテ如何、諸君是等ノ事実ニ依ツテ見マスルト、政府ハ此事ニ就キマシ

テハ全ク一時ノ政略ニ出デタルモノト考ヘル（前掲速記録）

山田は必死であり、その論旨は乱れがちであった。しかしこの山田の発言は、この三郡移管関する審議の中で政府の政治的意図をついた唯一の発言であった。山田の発言の後、工藤特別委員長は、委員会の審議状況について、政府資料と委員会調査資料との食い違いについて説明し、本日六時までの報告は無理である旨発言した。賛成派、改進黨角田真平（東京）や牧の強引な報告要求は賛成派の改進黨の石井定彦らの反発をまねき、牧の動議の採決の結果、出席者百九十二名中可とする者に九十五、否とする者九十七、わずか二票差で否決となった。しかし工藤委員長長の「明朝第九時ヲ期シテ再ビ委員会ヲ開イテ、直様極ク急イデ決シテソレカラ報告云々」との発言は審議未了に持ち込む反対派の戦術破綻を意味していた。

法案の成立

翌二十八日国民協会の黒田綱彦（東京）から、三多摩移管の法律案に関する特別委員会の決議がすでに終了し、議長まで報告がとどいていと聞いているので、議事も本日よりであるから議事日程を変更し、速やかに特別委員の報告をもとめたいとの緊急動議が提出された。これは起立多数で可決された。工藤委員長は、政府調査資料を批判し、三多摩郡民が管轄替えて負担が増加する旨を詳細にわたって報告した。しかし、この報告の内容を詳細に検討することなく、議事は先を急ぎ、討論終結も起立多数で可決した。次いで第二読会を開くか否かの採決は記名投票により出席者総数二百四十三、うち可とするもの百三十三、否とする者百十で可決した。ここでは可否の差は二十三であった。直ちに第二読会を開くか否かについて採決し、氏名点呼の結果、総数二百二十一、可とする者百三十三、否とする者八十八であった。この間反対派議員二十二名が退席していた。こうした欠席議員の中に神奈川県第三区選出瀬戸岡為一郎がいた。渡辺欽城著『三多摩政戦史料』は「何故か議事の半に於いて彼れの姿が議席より消え去った」と述べている。反対派二十二名の中途での欠席、なかでも三多摩の指導者の一人である瀬戸岡の欠席は、山田泰造の必死の抗弁とあざやかな対照をなしていた。この欠席の背後には、

自由党の本気でこの問題に立ち向かっていない様子がおつていた。第二説会、第三説会とたてつづけに政府原案を可決し、直ちに貴族院へ送付した。貴族院はすでに議事を終了していたが、政府の要請で本会議を召集し、特別審査委員の付託及び読会を省略し、政府原案はたった十七分で可決した。こうして三月四日法律一二号として公布、四月一日施行となった。

特別委員の一人である楠本正隆の次のような発言は、東京府と神奈川県との国政上の位置の逆転をみごとに示していた。

我々委員ハ此便不便（東京府の便利、神奈川県の不便）ノニツカ分ケテ一方ニ国家的ノ觀念ヲ以テ裁断ヲ下サナケレバナラス、シテ見レバ、水道ヲ助ケントスルコトハ特別ナル東京市ノコトデゴザイマスカラ、此不便ト此水道改良トガ比較的ニ取ツテ易ヘラレナイト云フ觀念ヲ起シテゴザイマス、一千万円ノ市債ヲ起シ、又國庫ヨリハ一年二十五万円ノ補助ヲ致シテ此大事業ヲ為スト云フコトニナツテ居ル訳デ、シテ見マスルト、ドウシテモ之ヲ助ケナケレバ往ケナイコトデアル、（中略）之ニ裁断ヲ下スニハ必ず一刀兩断ノ処為ヲ以テ此該案ノ結果ヲ望ム云々（前掲速記録）。

国家にとっての重要性——明治初年の多摩郡は、まさにこの理由で神奈川県管轄となった。今、同じ理由で東京府管轄となった。明治初年もこの時期も共通していることは、そこに住んでいる人びとの意志が一切不問にふされ、「一刀兩断」にされたことであつた。

五 三郡移管とその後

三郡移管への抗議

『三多摩政戦史料』によると法案成立の日、賛成派の吉野泰三、砂川源五右衛門、中村半右衛門等は反対派の襲撃にそなえて、日蔭町にある宮沢刀剣店で護身用の業物を物色中、いきり立つ反対派壮士約五十名に包囲されてしまった。吉野らはとっさに抜刀して突っ込み相手がひるむすきに包囲をやぶり、一目散に遁走した。幸い

に三名は青梅鉄道の重役であったため、大宮―鈴川間の馬車鉄道視察と称して数日間身をかくしたという。先にみた投渡木取私事件や、こうした暴発的行為に対し、星傘下の『自由新聞』は「飽まで平和の手段に訴へ素志貫徹」とか、「未だ暴動の非あるに非らず、飽迄立憲治下の人民として平和手段」等々と書き立て（『羽村町史』）、自由党Ⅱ過激派のイメージの打ち消しに力をそそいでいた。星ら自由党首脳はこうした合法的な枠組をつくる一方、これら移管反対のエネルギーを党組織の整備拡充へと仕向けていった。その第一着手ともいべきものは、四節でみた武相支部結成への動きであった。

県会の三多

摩復旧建議

しかしながら、星ら自由党首脳の思惑がすぐさま実現したわけではなかった。武相支部結成へ向けての神奈川県自由党大会があった翌三月十六日通常県会が開かれた。

この日は議長選挙のみで閉会となったが、移管賛成派高座郡の高橋伊三郎、橋樹郡の飯田彰重はその帰途、壮士五十数名に取り囲まれ辞職をせまられた。高橋は旅宿先まで壮士にふみこまれ、警察官が間に入ってようやく難を逃れた。北多摩郡の四名は始めから欠席していたため事なきを得た。

翌十七日、総定数五十八名のうち移管賛成派の六名を含む十八名が欠席した。議長鈴木本稻之輔（横浜市）が警察費に関する第二号議案（一八九二年十二月通常県会が中途解散になったため、この県会は十二月の継続であった）の審議開始を告げるや否や、長谷川彦八（高座郡）が動議として三多摩郡復旧に関する建議案を提出した。この建議案は、一 法律第一二号によって三多摩郡は東京府管轄となったが、三郡人民はこの移管を承服せず、遂に町村長、助役、町村会議員は概ね職を辞し行政機関を停止するに至ったこと、二 三郡は全県面積の約三分の一を占めている。三郡を分離したからといって県行政機関を縮小することはできないから、必然的に県民の地方税負担の過重は免れないこと等の理由を上げ、政府は「民意県情」に反した法律を撤回し、第五議会で三郡の管轄を神奈川県に復旧する法律案の提出を要望するという内容であった。この建議案は、移管賛成派の六名が

全員欠席していたため、満場一致で可決された。渡辺庄次郎（横浜市）がこの決議を直ちに確定議とするよう提案し、一部自由党系議員の間に「充分鄭重」の審議を望む声もあったが、起立多数で可決となった。

この建議案の審議過程で、岡部芳太郎（津久井郡）や井上吉之助（南多摩郡）等は前知事内海忠勝（三月十日依願免職）が三多摩郡移管に同意する上申書を提出した件につき県当局の責任を追求した。しかし、問題が核心にふれると、田沼書記官等の番外は、議案の趣旨からはずれているとして、府県会規則をたてて一切明確な答弁をせず、移管問題の責任追求は壁につきあたってしまった。各議員はこうした県当局の態度に業を煮やし、予算審議において、三多摩郡を含まない原案をことごとく否決し、三郡を含んだ予算に修正可決したのであった。三月三十一日までは三多摩郡は神奈川県管轄であるというのがその理由であった。しかし三郡移管問題に関して、復旧建議以外さしたる効果を上げることができなかった。土方房五郎（南多摩郡）の「三多摩分割ノ事ハ今一步早く県制ヲ実施セシナラバ斯ル不幸ニ遭遇スルコトモナカリシナラン」（『神奈川県通常県会議事筆記』）との発言は、府県会規則にじばられた県会の無力を慨嘆するものであった。県制が実施されていたならば、県参事会が知事の独断専行を少なくともふせいでいたからであろう。こうしたやり場のない自由党系県会議員の怒りもさることながら、三多摩郡民、とくに西多摩・南多摩郡民の怒りは一層激しいものであった。

富田府知事への抗議

四月一日を以て三多摩郡は東京府に編入された。これに反発する地元民の怒りは激しく「南西多摩ストライキ模様」（『毎日』明治二十六年四月十二日付）と称されるほど行政麻痺状態が続いた。こうした状態を打開すべく、四月五日府知事富田鉄之助は三多摩郡巡視に赴いた。府知事巡視の報がつたわるや、三郡移管反対派の有力者八十余名は八王子駅に三郡交渉会を開き、一 町村長その地は復職すべきかどうか、二 府知事に面会談判の件について協議した。元県会議員井上吉之助、小林儀兵衛ら五名を代表委員に選定した。彼等は直ちに南多摩郡役所に府知事を訪ね、我々は